

令和5年
第2回定例会議事録

令和5年2月8日

泉大津市教育委員会

令和5年2月8日(水)午前10時より令和5年第2回泉大津市教育委員会会議定例会を泉大津市役所2階202会議室に招集した。

出席委員

教育長	竹内 悟
教育長職務代理者	澤田 久子
教育委員	西尾 剛
教育委員	池島 明子
教育委員	奥 健一郎

出席事務局職員

教育部長	丸山 理佳
教育部次長兼教育政策統括監	鍋谷 芳比古
教育部参事兼生涯学習課長	内田 輝雄
教育部教育政策課長	河合 将浩
教育部指導課長	臼井 幸江
教育部スポーツ青少年課長	近藤 陽子
健康こども部参事兼こども育成課長	里見 崇
教育政策課長補佐	大塚 和弘
教育政策課長補佐	河村 浩明
教育政策課	友永 彩絵

案件

- 日程第 1 議案第 3 号 泉大津市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程第 2 議案第 4 号 泉大津市立幼稚園に勤務する教育職員の給与及び旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第 3 議案第 5 号 祭礼による市立総合体育館および駐車場の臨時休館について
- 日程第 4 議案第 6 号 「いずみおおつスポーツフェスティバル」開催による市立総合体育館の臨時休館について
- 日程第 5 報告第 3 号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について
- 日程第 6 議案第 7 号 令和4年度教育委員会表彰被表彰者の決定について
- 日程第 7 議案第 8 号 泉大津市立学校施設の使用に関する条例の制定について

日程第 8 議案第 9 号 令和 4 年度泉大津市一般会計補正予算（第 11 号）
について

日程第 9 議案第 10 号 令和 5 年度泉大津市一般会計予算について

日程第 10 報告第 4 号 泉大津市教育施設再編計画のパブリックコメントの
結果について

議事録署名委員

教育委員 池島 明子

会議の顛末

○竹内教育長 令和5年第2回教育委員会会議定例会の開会宣言

- △日程第1 議案第3号 泉大津市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、
休暇等に関する規則の一部を改正する規則について
- △日程第2 議案第4号 泉大津市立幼稚園に勤務する教育職員の給与及び旅費
に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

◎教育政策課長（河合将浩）議案第3号につきまして、改正理由は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行により、地方公務員の定年が60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引上げされること等に伴い、所要の改正を行うものです。

改正の内容は、別紙1のとおりです。資料としては3ページの新旧対照表をご覧ください。下線部が変更箇所になっておりまして、今回の規則の改正は、元々あった「再任用短時間勤務職員」という文言を、地方公務員法の改正及びそれに伴う市の条例の改正を受けて、「定年前再任用短時間勤務職員」という文言に合わせるというものです。

議案第4号につきまして、改正理由は、先ほどと同様、地方公務員法の一部を改正に伴い、定年が60歳から65歳まで段階的に引き上げされること等に伴う所要の改正です。

改正の内容は、別紙2のとおりです。新旧対照表とあわせてご覧ください。まず第2条の改正につきましては、『以下「給与条例」という。』の文言を加えるのみです。

第4条の次に第5条を追加するということになっておりますので、こちらにつきまして文言の説明をしながら補足させていただきます。第5条の内容、「給与条例附則第16項の規定の適用を受ける職員」、これは、地方公務員法の改正に伴って給与が60歳以降は100分の70になるという大きな改正がありまして、この適用を受ける職員のことを指しております。給与が100分の70になる職員に対する「前条第2項の規定の適用」というのは、前条第2項が管理職手当のことで、『当分の間、同項中「掲げる額」』は、別表で定めておりまして、教頭であれば4万円、園長であれば5万円となっています。この管理職手当について「100分の70を乗じて得た額とする。」ということなので、端的に申し上げますと、60歳以降で給与が100分の70になる人は、管理職手当も100分の70になりますという内容です。

これら2つの規則（案）は、令和5年4月1日からの施行です。

◆教育委員（西尾剛）議案3号について、「再任用短時間勤務職員」という表現が「定年前再任用短時間勤務職員」に変わるということなのですが、「定年前」なのになぜ「再任用」なのかがよくわからないのですが。

◎教育政策課長（河合将浩）言葉だけだと中身がわからないと思います。まず、再任用職員の定義を説明いたしますと、60歳が定年、60歳以降は再任用で、いったん辞めてから改めての任用が65歳まで大丈夫というのが現状の制度です。今回、地方公務員法の改正で、定年がそもそも最長65歳までとなると、再任用という概念がなくなります。ですが、法律上、60歳を区切りに、辞めてはないけど、短時間勤務に切り替えることができる制度になっています。もちろんフルタイムで65歳まで働く方もいらっしゃいますが。

- ◆教育委員（西尾剛）選択できるということですね。
- ◎教育政策課長（河合将浩）はい。60歳を機に短時間勤務に切り替える方のことを、「定年前再任用短時間勤務職員」と呼ぶということになっています。
- ◆教育委員（西尾剛）わかりました。
- ◆教育委員（澤田久子）私もわからないところがあるのですが、詳しくはわかっていないのですが、60歳を過ぎると管理職にはなれないというのを聞いたことがあるのですが、管理者手当がつくという話が出てきたので聞かせていただきたいです。
- ◎教育政策課長（河合将浩）これも地方公務員法の考え方になりますが、委員がおっしゃる通り、60歳で役職定年という概念が発生します。原則はその時点で、役職についているものは役職を外れるということがベースになっておりますが、例えば、その人以外に代えがたい職についていただいている場合、60歳以後も引き続き役職をやっていただくというケースがあれば、それは認められます。ただ、給与は7割になってしまうということです。
- ◆教育委員（池島明子）意見を言ったところで変わるものではないことはわかっているのですが、得難い方だから短時間勤務ではなくて今までと同じ勤務をしていたら、得難い方だから役職にも残っていただくのに、役職手当も下がるのですか。
- ◎教育政策課長（河合将浩）そうですね。今回、地方公務員法の改正の考え方が、そもそも60歳を超えた方の給与は7割でというのが大前提になっています。
- ◆教育委員（池島明子）給与の面では仕方がないかなと思うのですが、代えがたい方だから役職に残っていただいて、役職手当というのはいろいろな責任を伴うからあるものだと思うので、そこまで7割にカットするのは何とかならないのかなと思いました。言ったところで変わらないのはわかっているのですが。
- ◎教育政策課長（河合将浩）おっしゃられていることは、管理職手当というのは、そもそもその職についているものに対して職責に応じた手当の支払いという趣旨で、同じ仕事をしているのに年齢で変わるのはどうか、ということですよ。
- ◆教育長（竹内悟）府費負担教職員も一緒ですよ。だから再任用校長もそうです。だから澤田委員も長い間それで働いていましたよね。
- ◆教育委員（澤田久子）2年間なので長いこともやっていないですが、給与も手当でもそうですね。
- ◆教育委員（池島明子）給与はそれでも、役職手当は矛盾を感じます。それだったら役職にも就けないと決めてしまわないと、役割だけしんどくて、しんどいうえに7割というのは納得がいきにくいなと思います。
- ◆教育長（竹内悟）そうですね、それはすごく議論されましたね。
- ◆教育委員（西尾剛）今校長で、今度新しく定年になられる方は、再任用ではなくて従来の身分のまま60歳を超えても希望すれば校長になれるということですね。
- ◆教育長（竹内悟）いえ、60歳で役職定年です。
- ◆教育委員（西尾剛）でも得難い方だったら校長になれるということですよ。
- ◆教育長（竹内悟）府費負担職員の場合は、60歳でいったん辞めてもらって、再任用です。
- ◆教育委員（西尾剛）再任用になるのですか。
- ◆教育委員（澤田久子）府に属したまま校長にはなれないのですか。
- ◆教育長（竹内悟）いえ、校長の再任用制度はそのまま残ります。役職なしであればそのまま継続できますが、定年が61歳になっても62歳になっても役職定年は60歳で、役職はいったん辞めて、管理職で残るなら再任用制度で65歳まで、となります。評価がつきますが。

- ◆教育委員（西尾剛）評価というのは。
- ◆教育長（竹内悟）大阪府の教職員は、SS、S、A、B、Cの評価をつけないといけません。

※議案第3号、議案第4号可決

△日程第3 議案第5号 祭礼による市立総合体育館および駐車場の臨時休館について

△日程第4 議案第6号 「いずみおおつスポーツフェスティバル」開催による市立総合体育館の臨時休館について

◎スポーツ青少年課長（近藤課長）議案第5号につきまして、趣旨は、令和5年度の祭礼は10月7日、8日の両日に行われますが、7日については穴師・曾根・助松地区の十二町連合による連合曳きがあり、その際、体育館周辺道路が午前10時から午後5時ごろまで全面通行止めとなるため、7日は体育館への出入りが困難となります。従って市立総合体育館休館日を変更するものです。

変更内容は、令和5年10月7日土曜日を臨時休館日とし、本来休館日である令和5年10月9日月曜日を開館日に変更します。利用者には、広報紙やホームページ及び館内掲示板などにより周知する予定です。

根拠法令は、「泉大津市立総合体育館条例施行規則 第3条 体育館の休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に休館又は開館することができる。」によるものです。

議案第6号につきまして、趣旨は、令和5年11月12日に、昨年度も開催している体験型スポーツイベントを中心とした「いずみおおつスポーツフェスティバル」をすることから雨天の場合、総合体育館での開催を検討しているため、市立総合体育館の休館日を変更するものです。

変更内容は、令和5年11月12日 日曜日を臨時休館日とし、本来休館日である令和5年11月13日月曜日を開館日に変更します。利用者には、広報紙やホームページ及び館内掲示板などにより周知します。

根拠法令は、「泉大津市立総合体育館条例施行規則 第3条」によるものです。

※議案第5号、議案第6号可決

△日程第5 報告第3号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について

◎教育政策課長（河合将浩）趣旨は、泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱に基づき、後援を承認したので報告するものです。

根拠法令は、「泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱 第6条第2項」によるものです。

報告対象期間は、令和5年1月1日から令和5年1月31日までです。

内容は、別紙3のとおりです。案件が7件ございまして、右側に「新」とあるものは、新規団体あるいは新規の案件となっております。

- ◆教育委員（奥健一郎）7つ目の新規の案件で、「上映会・里親相談会」というものが漠然としていてわからないので説明していただけますか。
- ◎教育政策課長補佐（河村浩明）里親に関するイベントで、上映会というのは映画の上映で、内容としては、タイトルが「インスタントファミリー」で里親に関するコメディ映画と聞いております。里親に対する理解を深めるための映画の上映と、相談会は現役の里親に来てもらって、お話を聞いたり質問したりできるというものとなっております。
- ◆教育委員（西尾剛）社会福祉法人の団体ですが、里親の支援に関して結構な実績はあるのでしょうか。
- ◎教育政策課長補佐（河村浩明）この法人の里親の実績がどのくらいあるかは把握できておりませんが、そもそもこの社会福祉法人和泉乳児院というところが、本市の助松町にある施設でして、事情があって子どもを育てられないご家庭の子どもを預かっているような施設となるので、実際子どもを育てている施設ではありません。なので、こういう行事をされているのかと思います。
- ◆教育委員（西尾剛）そういう歴史も実績もある団体ということですね。
- ◎教育政策課長補佐（河村浩明）そうですね。行政とも関わりのある団体ですので、施設団体としては信用のおける団体と理解しております。

※報告第3号終結

- ◆教育長（竹内悟）次の議案の審議にあたっては、泉大津市教育委員会会議規則第34条で規定する「人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。」と定められています。
ついては、日程第6から日程第10を非公開とすることに異議はございませんか。

〈異議なし〉

異議がないようなので、日程第6から日程第10は非公開とします。

午後0時8分終了

議事録署名委員

教 育 長

教 育 委 員